

## 1. 仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について

育児・介護休業法改正が令和4年4月1日から段階的に施行され、出生時育児休業制度の創設もされてきました。しかしながら希望に応じて仕事やキャリア形成との両立が可能となるようにしていくことは重要な課題であることに変わりはなく、介護休業を始めとした両立支援制度が知られずに利用されていないことの現状から厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会では下記を含めた点について検討がなされている。

例えば「子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応」として、子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充として事業主が柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢から労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者はその中から1つ選べることにすること、「子の看護休暇制度」の見直しとして取得事由の拡大から名称も「子の看護等休暇」に変更するなどが検討されています。ほかに「次世代育成支援に向けた職場環境の整備」として、次世代育成支援対策推進法を令和17年3月末まで引続き延長すること、「介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等」として、研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備などを義務付けするなど必要な措置としてあげられている具体的な内容は大きく6項目に分類されています。

少子高齢化の進展、労働力人口の減少により人材確保はあらゆる業種に迫られる喫緊の課題としてこれからも続くこととなり、「仕事との両立支援制度の拡充」は本件を含め引き続き検討されていく内容かと推察されます。就業規則の見直しが生じるものについて十分注意してまいりましょう。



## 2. 就業規則の作成

「就業規則」とは、労働基準法において、常時10人以上の労働者を使用する事業場では所定の事項を定め作成・届出することが義務となっているもので、所定の事項には、必ず定めて記載しなければならない事項（「絶対的記載事項」）と定めを置く場合には必ず記載しなければならない事項（「相対的記載事項」）があります。

作成・届出義務のない事業場において就業規則をどう考え、何を定めるべきか、ですが、1つには、労働基準法15条で雇い入れの際に一定の事項について書面で明示することを定めていることがあり、表の網掛け部分の項目がそれにあたりますが、これらについてはルールを成文化しておいた方がよい、といえるでしょう。また、1ヵ月単位の変形労働時間制の適用は就業規則または労使協定への定めを置くことを要件としていること等があり、そのような制度を導入する場合にはこれに関する事項も就業規則等に定めておいた方がよいといえるでしょう。また、懲戒処分は就業規則等により対象事由や種類を定めることが有効となる要件になっていることから、懲戒処分を導入する場合にはその対象事由と種類、これに付随する服務規律も就業規則に定めるべき内容といえるでしょう。

- 【絶対的記載事項】**
- ① 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務の場合の就業時転換事項
  - ② 賃金の決定・計算方法、支払いの方法、賃金の締め切り・支払の時期、昇給に関する事項
  - ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- 【相対的記載事項】**
- ① 退職金について、適用される労働者の範囲、決定・計算・支払いの方法、支払の時期
  - ② 臨時の賃金
  - ③ 食費、作業用品等の負担に関する事項
  - ④ 安全及び衛生に関する事項
  - ⑤ 職業訓練に関する事項
  - ⑥ 災害補償・業務外の傷病扶助に関する事項
  - ⑦ 表彰・制裁の種類及び程度
  - ⑧ その他事業場の労働者すべてに適用される事項

### ● 編集後記 ●

最近「広島県安芸高田市」の動向に注目しています。市長である石丸伸二氏と市内の年配議員との間で対立が続いています。対立の発端は、いびきをかいて居眠りをしていた議員に関するSNS上での拡散から始まりました。その後も年配議員達と市の間で対立が深まっていきました。石丸市長は、大手銀行の職を捨て、故郷の市長に立候補しました。市を良くするために市政改革に全力を注ぐ正義キャラで、根本的な改革の実現のために努力しています。彼のロジックトークは切れ味鋭く聞いていて心地よく、見ていると自分の頭も良くなったような気分になります。切り抜き動画も多数存在し、分かり易くお勧めです。（秋山）

**あおぞら人事・労務サポート**  
特定社会保険労務士  
秋山幸子（登録NO.13050514）  
三鷹市下連雀3-38-4  
三鷹産業プラザ307  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)  
メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山